

財務省告示第二百三十九号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五条第十項の規定に基づき、平
 成十六年四月三十日に発行した利付国債の発行条
 件等を次のとおり告示する。
 平成十六年五月十二日
 財務大臣 谷垣 禎一

一	二	三	四	五	六	七
名称及び記号	発行の根拠	振替法の適用等	発行方法	募入決定の方法	発行額	払込金額
利付国庫債券（二十年）（第六十八回）	財政融資資金特別会計法（昭和二十六年法律第一百一号）第十一 条第一項及び国債整理基金特別 会計法（明治三十九年法律第六	成十三年法律第七十五号。以下 「振替法」という。の規定の適 用を受けるものとし、その振替 機関は日本銀行とする。	札発行を競争に付して行われる入 札の申込みのうち応募価格の 高いものからその応募額を順次 割り当てる。	額面金額で五千九百九十億円	第十一条第一項の規定に基づき 発行した利付国債に基 額面金額で九百九十億二千三百 四十五万円で、国債整理基金特 別会計法第五十一条第一項の規 定に基づき発行した利付国債に 基づき発行した利付国債に基	六千四百十九億七千九百九十九 億七千六百五十五万九千九百九 十九

八 最低額面金 五万円

九 振替単位 振替法の規定による振替口座簿

の記載又は記録は、最低額面金と

す。額の整数倍の金額によるものと

平成十六年四月三十日つき百円九十銭

額面金額百円につき百円九十銭

以上二パーセントの応募価格

二年・二パーセントの通知を受けた者

は、募入決定の通知を受けた者

式により算出した金額を次の算

十号に規定する期日に払い込

むものとする。

券面金額の総額 $\frac{22}{100} \times \frac{41}{365}$

(一) 発行時にあって、その利子に

係る所得税が源泉徴収される

ものとして振替口座簿中の口

座に記載又は記録されるもの

について、前記(一)の算式によ

り算出した金額から当該金額

に百分の二十を乗じた金額

へただし、当該国債を発行時

十四 初期利子

が金額を支払う。ただし、支払

と成十六年九月二十日を支払

平成十六年九月二十日を支払

す。このことができる。

は、前記(一)の算式により算出

た金額に当該非居住者又は外

国法人が適用を受ける所得税

の税率を乗じた金額を控除

が金額を支払う。ただし、支払

二十 十九 十八 十七 十六 十五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 者 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平成十六年四月三十日
財務大臣から通知を受けた者
日本銀行
額面金額百円につき百円
平成十六年三月二十日
利子を支払う。
て、その日以前六月間に属する
を、支払期とし、各支払期におい
毎年三月二十日及び九月二十日
の二
期子以

その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。
$$\frac{\text{償還金額} \times 2.2 \times 1}{100 \times 2}$$